

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	愛媛県公安委員会 第290号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	あい代行運転
	主たる営業所が所在する市町	松山市
処 分 年 月 日		令和4年6月23日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第6条に規定する認定証掲示義務に違反したため。</li> <li>・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項に規定する変更届出義務に違反したため。</li> <li>・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律20条第1項に規定する帳簿等備え付け義務に違反したため。</li> </ul>
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注 処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。